

都道府県お問い合わせ先一覧

北海道 011-204-5269	滋賀県 077-528-3514
青森県 017-734-9278	京都府 075-414-4616
岩手県 019-629-5481	大阪府 06-6944-6662
宮城県 022-211-2582	兵庫県 078-341-7711
秋田県 018-860-1318	奈良県 0742-27-8509
山形県 023-630-2243	和歌山県 073-441-2476
福島県 024-521-7166	鳥取県 0857-26-7145
茨城県 029-301-3337	島根県 0852-22-5240
栃木県 028-623-3054	岡山県 086-226-7320
群馬県 027-898-3564	広島県 082-513-3036
埼玉県 048-830-3286	山口県 083-933-2800
千葉県 043-223-2337	徳島県 088-621-2170
東京都 03-5320-4077	香川県 087-832-3265
神奈川県 045-210-4917	愛媛県 089-912-2434
新潟県 025-280-5180	高知県 088-823-9664
富山県 076-444-3199	福岡県 092-643-3301
石川県 076-225-1467	佐賀県 0952-25-7058
福井県 0776-20-0711	長崎県 095-895-2427
山梨県 055-223-1465	熊本県 096-333-2187
長野県 026-235-7094	大分県 097-506-2688
岐阜県 058-272-8349	宮崎県 0985-26-7061
静岡県 054-221-3625	鹿児島県 099-286-2828
愛知県 052-954-6632	沖縄県 098-866-2175
三重県 059-224-3092	

請求手続きの簡素化のため
「氏名等届出書」の
提出を廃止しました

国債の償還について

国債の償還金は、令和8年から毎年1回償還日（4月15日）以降に、年5万5千円ずつ支払いを受けることができます。

償還金の支払いを受ける場所は、請求手続きの際に、ご希望の郵便局等を指定していただきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/>

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に 対する特別弔慰金 のご案内

〔第十二回特別弔慰金〕

令和7年
請求期間 **4月1日** から 令和10年 **3月31日** まで



制度の概要

今日の日本の平和と繁栄の
礎となった戦没者等の尊い
犠牲に思いをいたし、国と
して改めて弔慰の意を表す
ため、戦没者等のご遺族に
特別弔慰金を支給します。



支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法
による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺
族等援護法による遺族年金」等を受ける方
(戦没者等の妻や父母) がいない場合に、
**次の順番による先順位のご遺族お一人に
支給**します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者
遺族等援護法による弔慰金の受給権を
取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母
④兄弟姉妹
※ 戦没者等の死亡当時、生計関係を有してい
る等の要件を満たしているかどうかにより、
順番が入れ替わります。
- 4 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の
親族(甥、姪等)
※ 戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上
の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間

**令和7年4月1日から
令和10年3月31日まで**

(この期間を過ぎると請求できなく
なりますので、ご注意ください。)

請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお
一人が受け取るものです。ご遺族間の
調整は、記名国債を受け取った方が責
任を持って行うことになります。

**詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村
の援護担当課にお問い合わせください。**